

羽咋市PRキャラクター作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託の概要

(1) 名称 「羽咋市PRキャラクター作成業務委託」

(2) 委託業務範囲

別紙「羽咋市PRキャラクター作成業務委託」に基づき業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、業務の進捗状況その他やむを得ない事情により、発注者と受注者が協議の上、委託期間を変更する場合がある。

(4) 委託目的

本業務は、本市の関係人口をサブカルチャーの観点から新たに創出するため、本市の歴史、伝統、文化、観光資源等を擬人化したキャラクターを制作し、若年層や外国人をはじめ、これまで本市との接点が少なかった層に向けた本市の新たなPRコンテンツとして活用することで、本市の認知度及び関心の向上を図ることを目的とする。

(5) 委託金額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、本業務の実施及び成果物の納品に必要な一切の経費は、委託金額に含むものとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 国又は地方公共団体その他の公共機関から業務等に関し指名停止の措置を受けている者

ウ 消費税若しくは地方消費税又は羽咋市税を滞納している者

エ 宗教活動又は政治活動を目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者

オ 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党若しくは政治団体を推薦し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有し若しくは社会的に非難される関係を有する者

3 スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次のとおりとする。ただし、進捗状況、応募者数その他の事情により、変更する場合がある。

	手順	期限等
①	公募開始	令和8年10月23日(金)
②	質問受付期限	令和8年11月6日(金)午後5時まで
③	質問に対する回答期限	令和8年11月13日(金)
④	参加申込書等提出期限	令和8年11月20日(金)午後5時まで
⑤	参加資格確認結果及び審査日程詳細通知	令和8年11月27日(金)
⑥	企画提案書提出期限	令和8年12月4日(金)午後5時まで
⑦	審査実施	令和8年12月中旬(予定)
⑧	審査結果通知	令和8年12月中旬(予定)
⑨	契約締結	令和8年12月下旬(予定)

4 配布資料

(1) 配付資料は次のとおりとする。

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 個人情報保護に関わる誓約書（第2号様式）

(2) 配付場所は羽咋市役所ホームページ又は羽咋市役所2階商工観光課商工観光係とする。

5 選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。羽咋市PRキャラクター作成業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等について審査を行い、優先交渉権者を決定する。

6 参加申込

(1) プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 個人情報保護に関わる誓約書（第2号様式）

ウ 会社概要及び財務状況関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。（パンフレットの使用も可とする。）

エ 受託実績一覧表

(2) 参加申込書類の提出方法等は、次のとおりとする。

ア 参提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）

イ 受付期間 令和8年11月20日(金)午後5時まで

ウ 提出部数 各1部

エ 提出先

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市役所 2階 商工観光課商工観光係

電話番号 0767-22-1118

7 企画提案書の提出

(1) 参加事業者は、本実施要領及び仕様書に基づき、次に定める項目についての企画提案書及びその他提出書類を作成し、所定の方法により期日までに提出するものとする。

ア 会社概要及び財務状況関係書類

イ 受託実績一覧表

ウ 業務実施計画

エ 提案見積書

オ その他独自提案

カ 業務遂行体制

(2) 企画提案書の作成方法

ア 提出書類は、原則としてA4判・横型・横書で作成すること。ただし、図表、イラストその他これにより難しいものについては、この限りではない。

イ 提出書等に記載する文字の大きさは、12ポイントとし書体は任意とする。ただし、図表、イラストその他これにより難しいものについては、この限りではない。

ウ 企画提案書には、提案内容を説明するために必要なイラスト、図表、イメージ図等を使用することができる。

エ 正本にあたる企画提案書の表紙には、宛先「羽咋市長」、タイトル「羽咋市PRキャラクター作成業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。

オ 正本にあたる企画提案書の表紙に実印（代表者印）を押印する事とする。

カ 副本にあたる企画提案書の表紙には、宛先「羽咋市長」、タイトル「羽咋市PRキャラクター作成業務委託企画提案書」、提出年月日を記載する事。

会社名は記載しない事とする。副本は、6部用意する事。(正本は事務局で預り、副本により審査を実施する。)

キ 企画提案書等の著作権はそれぞれ製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合がある。

(3) 応募方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)とする。ファクシミリ及び電子メールによる応募は受け付けない。

(4) 企画提案書の提出先

参加申込書類の提出先と同様とする。

(5) 提出期間

令和8年10月23日(金)から令和8年12月4日(金)午後5時まで(休日を除く。)とする。なお、郵送による提出の場合は、令和8年12月4日(金)必着とする。

(6) 応募にあたっての留意事項

ア 企画提案書は、別に定める「羽咋市PRキャラクター作成業務委託に係る仕様書」及び本実施要領に基づき作成すること。

イ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。

ウ 提出された応募書類については、返却しない。

エ 提出された書類については、提出後の追加及び変更を認めない。ただし、市が審査上必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

オ 提出された応募書類に記載されている個人情報については、企画書の審査及び選定以外の目的には利用しない。

カ 提出された書類は、羽咋市情報公開条例その他関係法令等に基づき、公開する場合がある。

キ 企画提案書等の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。ただし、市は、本プロポーザルの審査その他実施上必要な範囲において、企画提案書等は無償で複製することができる。

ク 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を書面により申し出ること。提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8 企画提案書の内容

企画提案書には、次に掲げる項目について記載するものとする。各項目における判断基準は、別紙のとおりとする。

なお、企画提案書の副本については、参加事業者が特定できる会社名等を記載しないこと。

(1) 会社概要及び財務状況関係書類

会社概要について、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図等を記載すること。財務状況について、直近2か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を提出すること。

(2) 受託実績

キャラクターデザイン、イラスト制作その他本業務に類する類似業務の受託実績がある場合は、過去3年間分について請負実績を証明できるものを「別紙」として添付すること。併せて、当該キャラクターそのものもサンプルとして、1体ポーズが分かるように示すこと。また、請負実績の証明として、契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面（契約者が証明できる部分）及び仕様書等（業務内容や従事者数がわかる部分）のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

(3) 業務実施計画

本業務の目的及び仕様書の内容を踏まえ、キャラクターの企画、設定、デザイン及びイラスト制作等の進め方並びに制作工程及びスケジュールについて記載すること。また、本市の歴史、伝統、文化、観光資源等について、どのように調査し、キャラクター制作に反映するかを記載すること。

(4) 提案見積書

本業務の実施に要する経費について、積算内訳が分かるよう具体的に記載すること。なお、見積金額には、本業務の実施及び成果物の納品に必要となる一切の経費を含むものとする。

(5) その他独自提案について

本業務の目的を達成するため、仕様書に定める内容に加え、委託料の範囲内において実施可能な取組がある場合は、その内容を具体的に記載すること。

(6) 業務遂行体制

本業務の実施体制、担当者、担当する業務及び役割分担について具体的に記載すること。キャラクターデザイン、イラスト制作その他本業務の一部について外部のクリエイター等を起用する場合は、その者が担当する業務及び制作体制について記載すること。

9 質問及び回答について

本業務及び本要領についての質問は、電子メールにより受け付けることとし、電話による質問の受付は行わない。質問の受付後、本市から受理確認のメールを送信する。

(1) 質問受付期限：令和8年11月6日（金）午後5時まで

(2) 質問送付先及び連絡先：syoukan@city.hakui.lg.jp

※件名は「【質問書】事業所名」とする。

(3) 質問に対する回答：令和8年11月13日（金）までに市ホームページに掲載。

10 受託者の審査、評価及び選考

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、委員会が別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 審査方法

書類審査及びプロポーザル方式の審査を経て、委員会で決定する。

なお、審査会開催の場所や日時等については下記の予定とする。

ア 場 所 羽咋市役所内会議室

イ 日 時 令和8年12月中旬

※開催日時の詳細については、参加事業者と調整の上、個別に通知する。

ウ 審査方法 書類審査及びプレゼンテーションなお、プレゼンテーションはオンラインによる参加も可とする。

エ 審査結果 文書で通知する。

(2) 優先交渉権者の選定及び契約の締結

委員会の審査結果により、1社選定された者を、優先交渉権者として市長への報告を行う。その後、市長の決定を経て、契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった場合
- (2) 正当な理由なく、指定された審査会の開始時刻に遅れた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (5) 提案見積額が、本実施要領に定める委託金額の上限額を超えた場合

12 添付書類

羽咋市PRキャラクター作成業務委託仕様書に係る仕様書

13 書類等の照会・問合せ先

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市商工観光課商工観光係 担当：今井

TEL 0767-22-1118

FAX 0767-22-7195

電子メール：syoukan@city.hakui.lg.jp